

課外活動団体部室について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2023年6月1日)

SNS上で活動を休止していた団体のボックス(部室)をコミュニティースペースにする、保有団体が他の団体に管理を委託しているという旨の投稿を見かけました。そのうえで以下の点をお伺いしたご連絡いたしました。

- ①部室はどのような基準で割り当てられているのか、また、その用途について規則はあるのか。
- ②部室を割り当てられた団体が勝手に他の団体に譲り渡してよいのか。
- ③割り当て後の管理状況は把握しているのか。

私は①の点について、課外活動から外れたような用途で使うくらいなら、他の団体に割り当てていただきたいと思いますと考えております。

私が所属する団体も割り当ててほしいですし、課外活動団体の会議で割り当てを希望する団体が他にいることも存じております。

また、②の点について割り当てを希望する団体に公平に割り当ての機会が与えられるようにこのような行為は禁止していただきたいと思います。

以上よろしく願いいたします。

【回答】(回答日:2023年7月4日)

(回答部署:教育推進・学生支援部厚生課)

①近年はスペースの関係から、新規に承認された全学公認団体については、部室を貸与しておりません。以前からの経緯で部室を貸与されている全学公認団体については、毎年厚生課から、「使用目的以外の用途に使用しないこと」と申し伝えております。

②①の理由から、部室を貸与されている全学公認団体が他の団体に譲り渡すことを許可しておりません。

③部室であることから、管理は貸与されている全学公認団体が主体になって行っていますが、必要に応じて厚生課も確認を行います。なお、厚生課が今回の投稿に該当すると思われる全学公認団体に、「SNS上で活動を休止していた団体のボックス(部室)をコミュニティースペースにする、保有団体が他の団体に管理を委託している」の真偽を確認したところ、「そのような事実はございません。」との回答がありました。